

## 「明石市市民参画条例の一部改正」に関する意見公募結果について

2022年9月28日（水）から10月27日（木）まで意見公募を実施しました。

### 1. 募集結果

募集期間中、38名の方から52件のご意見をいただきました。

### 2. 意見概要と市の考え方

※提出していただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。

No	意見概要	市の考え方
改正案の全般について		
1	賛同します。(23件)	改正案に対して賛同のご意見をいただき、ありがとうございます。
2	これまで声をあげにくい、声を拾われにくい属性の人達が施策に関与できる機会を拡充することを目的としており、より多様な人材が施策決定に関与することが可能となるものであり、賛成です。	審議会等で審議された結論は、市の政策等の策定に大きな影響を持つことから、多様な意見による議論は重要です。今後も、審議会等におけるジェンダー平等を推進するとともに、障害者をはじめとする多様な市民の審議会等への参画を推進していきます。
3	委員の男女別割合の下限など具体的な目標値が見直され、障害者の委員について規定されるなど良い取り組みだと思う。	
男女別割合について		
4	男女別割合で一方が3割に満たない委員会も多いと聞いている。それを踏まえた上で4割を目指すことには大いに期待したい。	本市の審議会等では、委員の男女別割合が現行基準の3割を満たしていないものが多くあるのが現状です。今回、基準改正をきっかけとして、ジェンダー平等に関する市民意識を高めるための取組を進め、状況を改善しようとするものです。
5	男女の差を縮めて、平等に話やすくなってほしい。	国や他自治体の審議会等でも男女別割合を4割以上に目標設定する取組が行われています。
6	3割→4割へ、まずは第1歩でしょうか。最終的には5割となってほしい。	また、性自認に「男性」「女性」といった枠組みが当てはまらないセクシャリティを尊重するためにも、男女二分とする「5割」とすることは避けることしました。 こうした考えのもと、基準を「4割」と設定しております。
7	知識や能力、意見を発揮できる人材であることが前提の上で、男女別の割合均衡を図ろうとするのであれば、賛成です。	ご意見のとおり、男女別割合の均衡を機械的に図るのではなく、市政に参画する審議会等委員としての知識、能力、経験等を前提とした上で、進めていこうとするものです。
8	第12条第1項第1号の「男女の比率等」の文言は削除すべき。 委員数が10人の場合、第2号の適用により男女別に4割の委員を選任後の残りは2人、その2人のうち1人に障害者を選任する	第12条第1項の各号は、独立して適用するわけではなく、総体として当該審議会等の構成が各号の基準を満たすよう選任に当たることになります。 例えば障害のある委員が「男性」「女性」のいずれかの性別を自認されている場合もあります。

	と、残りは1人である。更にノンバイナリー、Xジェンダーなど性自認に「男性」「女性」といった枠組みが当てはまらないセクシャリティを尊重するなら、1号に「男女別の配慮」を規定しても運用の余地がないため。	
<b>障害者の参画について</b>		
9	まちづくりにおいて、障害者は健常者以上に切実な課題をたくさん抱えており、それを解決したいと日頃から感じています。意見を言える当事者が参画機会を頂けるのは大変喜ばしいことです。	本市においてはこれまで、障害者の市政への参画は、福祉やバリアフリー等の特定分野に限られており、それ以外の分野では十分に機会が保障されていませんでした。 このたびの改正は、まずは基準を定めることで審議会等への障害者の参画が進み、健常者だけでは気付きにくい視点から意見が出されることで、審議会等での多様な議論が行われることを目指して行うものです。
10	障害者が意思決定に参加するだけでなく、実際にその方の声を拾い、よりユニバーサルなまちへと進化することを期待します。	ご意見の通り、障害者に形式的に参加してもらうのではなく、情報保障や会議進行のルール作りなど、すべての参加者が発言しやすい環境を整え、各々の意見を市政に反映させる実質的な参画を目指していきます。
11	障害者の意見を反映してほしいと思う。	
12	「障害者」の定義に、障害者の親、兄弟姉妹、子ども等を入れるべき。知的障害者や精神障害者の場合、長時間の議論やストレスのある議論は不得手であるため。	この条例における障害者の定義は、「障害種別や手帳の有無を問わず、心身の機能の障害と社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、基本的人権を享有する個人として障害者の一人ひとりの尊厳を尊重するべきと考えています。
13	知的障害者や精神障害者は、自己主張やコミュニケーション能力に劣り、特に知的障害者はその代弁者が不可欠です。現状では、家族（主に両親）がその役目を担っています。市民参画の場には当事者に代わる者として、その代弁者が参画できるよう考慮願います。	今回の条例改正は、ジェンダー平等や障害者の社会参加の観点から、十分に社会に参画できていない人がいる現状を改善するための仕組みとして、審議会等委員の選任基準を改正するものです。 一方で、ご意見の通り、障害の種別（特に知的障害、精神障害（発達障害を含む））や程度によっては、自身の意思表示が困難な人もいます。こうした場合の多くは、家族や支援者が代弁者の役割を担っている現状があります。
14	「障害者」となっていますが、当事者は当然として、意見を述べることの叶わない重度の障害者に代わって親の会等の参画を許容されるのであれば、明記する方が良いのでは。	こういった方々は、直接は第4号の「障害者」に該当しませんが、本人による意思表示が困難な人がいることを前提に、その意見を代弁し得る家族や支援者に参画を求めることが必要と考えています。 今後、改定予定の逐条解説に明記するなど、府内の共通理解を深めるように努めていきます。
<b>多様性について</b>		
15	多様な市民の参画を推進することは、より	ご意見の通り、本市が「市民主体のまちづくり」

	多様なそれぞれの立場、視点からの審議ができるため、改正に賛成です。	「誰ひとり取り残さないインクルーシブなまちづくり」を進める上では、多様な市民が意思決定過程に参画することが必要であると考えています。今回、審議会等委員におけるジェンダー・バランスの向上や、障害者の参画をテーマに議論を重ね、具体的な基準の改正を行うものですが、多様性を尊重する上ではこれで十分というものではありません。各審議会等の性質を踏まえ、意見や視点が偏ることがないような委員の選任を心掛けることを、「多様性に配慮した上で」という形で条例上に明示しようとします。
16	自己や子供の周りにも、色々な人がいると感じる日々であり、委員選任において多様性に配慮することは良いと思う。	本市の障害者手帳・医療費助成制度利用者は人口の7.7%、世界における障害者の割合は人口の約15%（国連広報センター）と言われており、改正案は、こうした数値を踏まえたものです。 あくまで参加者の意見や視点の偏りをなくしていくことが趣旨であり、障害者以外の参画も配慮すべきというご指摘はごもっともです。そうした配慮が各審議会等において担保されるよう、改正案には「選任される者の多様性に配慮」という文言を追加しています。
17	市が掲げるジェンダー平等に沿った内容となっており、より多様性を考える上で必要と考える。多くの方が参画され多くの意見をくみ上げて、より良い市政に反映してほしい。	ご意見のとおり、各審議会等の性質によって多様性の考え方も異なり、一律の基準を設けてチェックを行うことは難しいと考えています。また、具体的に列挙することは、かえって対象を限定することに繋がりかねないという弊害も考えられます。 委員の選任に際して、条例の趣旨が十分に尊重されるよう、逐条解説などにその意義などを記載し、多様な市民が審議会等に参画することの必要性が分かりやすく示せるよう努めます。
18	他の多様性ある人も配慮すべき。 改正案は、委員20人以上になれば障害者は2名以上となり、バランスが取れていない。	
19	多様性の定義も難しく、審議会等の性質によって意味も違ってくるが、「多様性に配慮された委員選任」が実現できるよう、チェックする機関が必要な気もする。	
20	多様な属性の市民とは、障害者をはじめLGBTQ+、外国籍などを指すと思いますが、高校生も含まれる等もう少し具体的な表現でPRしてほしい。	
審議会等について		
21	審議会の定義は何か。区分認定審査委員会、精神医療審査会等も是非対象としてほしい。	この条例でいう審議会等は、構成員に市民を含み、市政の特定テーマについて比較的少人数の固定されたメンバーで検討を行う会議を指し、市長等が諮詢等をして政策等の企画立案や、市長等の案に関する意見等を求める場合があります。
22	10人以下の委員会の取扱はどうなるか。 5人程度の委員会、審議会でも障害を理解した当事者又は家族が入れるよう配慮してほしい。特に精神医療審査会に適用してほしい。	委員数が9人以下の審議会等は、障害者の委員を選任する努力義務の対象外となります。できる限り条例の趣旨に則り、多様な意見を審議会等に反映できるよう、委員を選任すべきと考えています。 一方で、審議会等には、市民参画条例の対象となるものがあります。 ご意見にある明石市障害者介護認定等審査会は、

		<p>サービスの支給決定に関する審査判定業務を行うことを目的とし、法律により、障害者等の保健・福祉に関する学識経験を有する者から、市長が任命することとされています。</p> <p>また、精神医療審査会は、精神科病院における処遇等に関する審査等を行うため、法律に基づき、都道府県が設置しています。</p> <p>いずれの会議体も専門的・客観的見地から審査を行うことを目的に法律に基づき設置されており、市民参画条例の対象となる審議会等には該当するものではないと考えています。</p>
23	<p>改正案第 12 条第 1 項第 1 号の規定の最初に「審議会等委員の委員が 10 人以上である場合には」という字句を追加すべき。</p> <p>委員が 9 人以下の審議会等では、「選任される者の多様性に配慮し」という規定に基づき、障害者の委員を選任が可能と考える。改正案の規定では「9 人以下の場合は、障害者を委員に選任しなくていい」という解釈が生じる恐れがある。</p>	<p>ご意見のとおり、委員数が 9 人以下の審議会等は、障害者の委員を選任する努力義務の対象外となります。できる限り条例の趣旨に則り、多様な意見を審議会等に反映できるよう、委員を選任すべきと考えています。</p> <p>「委員が 10 人以上である場合には」という字句を追記すると、かえって「9 人以下の審議会等が対象外で障害者の委員選任を検討しなくて良い」との解釈が強まりかねないため、今後改定を予定している逐条解説等で庁内周知を図っていきます。</p>
24	<p>第 12 条第 1 項第 1 号を以下のとおり改正するべき。</p> <p>(1) 委員の年齢及び居住地域の構成、在職期間、他の審議会等の委員との兼職状況並びに選任される者の多様性に配慮し、幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選任される者の多様性（性を含む）に配慮するのは大原則であるので、3 号ではなく 1 号に記述すべき。</li> <li>・結語の「反映されるようにすること」との記述は適切でなく「選任する」とすべき。</li> </ul>	<p>第 12 条第 1 項第 1 号では、特定の個人が過度に多くの委員職を兼ねることや長期間占めることがなく、また、委員の年齢層や居住地域、性別に偏りがないよう、各界各層からの幅広い意見を反映するための総則的な規定を定めています。</p> <p>第 2 号以下の各号では、審議会等を幅広い意見が反映されるようにするために、委員選任に際しての属性ごとの基準を定めています。</p> <p>今回の改正では、第 4 号に障害者に関する基準を新たに設けようとしていますが、第 3 号においても、より多様な市民が審議会等に参画できることを目指す市の姿勢を明確にし、委員選任に当たって「障害の有無」のほかにも多様な属性からなる委員構成とするよう規定したいと考えています。</p> <p>また、現行の第 12 条第 1 項柱書には「市長等は（中略）次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努める」とすでに定めており、第 1 号の結語の「反映されるようにすること」との規定が直ちに不適切とは考えておりません。</p>
<b>運用について</b>		
25	制定された後、同じ人ばかりが選任されたり、障害の種別に偏りが出ないよう、この条	ご意見のとおり、障害の種別によって特性は異なり、また障害の程度も一人ひとり異なります。審議

	例の趣旨に適う運用がなされるよう期待します。	会等の性質に応じて、障害の種別に偏りがなく多様な方々が参画できることが重要だと考えています。
26	障害者を委員とすることは賛成ですが、幅広い障害の種類の方から選任し、いつも同じ人にならないよう考えてほしい。	しかしながら、審議会等に参加できる人数には限りがあり、すでに障害者に参加いただき議論してきた政策等につきましても、審議会等に限ることなく、団体等へのヒアリングや意見交換会などを併用してより多様な意見の集約に努めてきました。
27	「絵に描いた餅」にならないよう運用してほしい。障害者も多様である。男女割合や障害のある委員を機械的に運用するのではなく、審議する内容等に応じて必要な人材が選任されることがまず大切だと思う。	条例改正後も審議会等への参加にとどまることなく、様々な手法を使って偏りのない意見をいただくよう努めます。
その他		
28	市議会議員にもっと情報を知ってもらい、市民と行政、議員との対話を広げるため、情報が適切に伝わるようシステムを充実させることが大切。そこで、新たな号に「市議会議員は、選任外であっても議員活動の一環として、自由に委員等として審議等に意見参加できる」と加えてはどうか。	執行機関（市）と議決機関（議会）の権限分立の趣旨を踏まえ、審議会等委員には原則として議員を選任しておりません。一方で、ご意見にある通り、適切に議会へ情報を提供するため、審議会等を開催する際には、傍聴できるよう事前に議員に案内文書を送付するほか、適宜、議会への報告を行っております。

このほか、市民参画手続全般に関し、以下のご回答がありました。今後の参考とさせていただきます。

- 公募による市民の委員を現行は2割以上あるが、3~4割以上あってもよいのでは。
- 審議内容によっては、無作為抽出の委員選出があってもよい。